

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	15 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月から62年4月までの期間、同年12月及び63年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年12月から62年4月まで
② 昭和62年12月及び63年1月

私は、申立期間の直前である昭和60年12月から61年4月までの期間については、国民年金の加入手続を忘れていたので未加入であったが、申立期間①及び②については、当時、勤務していた会社から加入するように勧められたので、61年12月頃と62年12月頃にそれぞれ加入手続し、国民年金保険料を納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況調査等により、昭和61年12月頃に払い出されたものと推認できる上、A市における申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄に(61.12.9)の日付印が押されていることから、A市ではこの時に加入手続が行われたとしており、申立人が厚生年金保険から国民年金への切替手続のみを行い、国民年金保険料の納付を行わなかったとは考え難い。

また、オンライン記録により、申立期間②に係る国民年金の被保険者資格が平成元年1月11日に追加記録されていることが確認でき、年金事務所ではその頃に国民年金の加入手続が行われ、その時点で保険料を納付することが可能な昭和61年12月まで遡って資格取得されたのではないかとするところ、追加記録が行われた元年1月当時、申立人は63年2月から既に厚生年金保険被保険者であり、遡って国民年金の加入手続を行うことは不自然であると考えられる上、申立人の国民年金の資格取得は、本来、最初に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月の60年12月とすべきところ、次に資格を喪失した月の61

年12月となっているなど、申立人に係る事務処理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間当時、申立人が勤務していた会社で、申立人と同時期に就職・離職している同僚3人の国民年金保険料の納付状況をみると、申立期間①及び②共に厚生年金保険からの切替手続きが適切に行われ未納が無いことから、会社から勧められて国民年金に加入し保険料を納付したとする申立人の主張に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

申立期間当時に勤務していた事業所が社会保険の適用事業所ではなかったことから、A市B区役所において、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は3か月ごとに役所の窓口で納付していた。

昭和51年5月に再就職した際、その事業所の総務の担当者に国民年金手帳を渡したところ、「国民年金か。」と侮辱したような言葉で言われたことが、未だに心に残っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、勤務していた職場が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことから、自身を含む4人の従業員全員が国民年金に加入し、その保険料を納付していたとしているところ、オンライン記録により、申立人を除く3人のうち2人について、申立期間中、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、申立人の申立期間は12か月と短期間である。

また、上記の二人から、それぞれ、「申立人は申立期間に同じ事業所に勤務しており、当該事業所は社会保険が適用されていなかったため、全員国民年金に加入して、国民年金保険料を納付していた。申立人も国民年金保険料を納付していた。」との証言を得ていることから、申立人の主張には信憑性がうかがえる。

さらに、申立人が再就職先に年金手帳を提出した際、「国民年金か。」と侮辱したようなことを言われたとする記憶は鮮明であるとともに、申立人は、申立期間の納付方法について、3か月ごとに役所の窓口で納付したとしており、こ

のことは、当時の国民年金保険料の納付方法と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該期間のうち、平成10年5月から11年9月までについて、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月1日から4年7月1日まで
② 平成10年5月1日から12年3月10日まで

A社においてB職に従事しており、申立期間①及び②はいずれも50万円の給与が支給されていたにもかかわらず、年金記録の標準報酬月額は、いずれも給与支給額よりも低い額となっており納得できない

申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、平成10年5月から11年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における10年5月から11年1月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する50万円と記録されていたところ、同年2月2日付けで、10年5月1日に遡って30万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の厚生年金保険の被保険者3人についても、申立人と同様に、平成11年2月2日付けで、それぞれ10年5月1日に遡って同保険の標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、当該事実について、当該事業所の事業主は「当社の社会保険事務処理は経理担当者が全て行っていたので、私は事務処理については分からない。」と供述しており、申立人及び当該事業主が当時の経理担当者として名前を挙げた者二人については、そのうち生存及び所在が確認できた一人に照会したものの回答は得られず、また、他の一人については生存及び所

在が確認できないため、いずれの者からも申立人の報酬月額がその標準報酬月額（30万円）に対応した額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった。

また、厚生保険特別会計不納欠損決議書により、平成11年2月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成11年度市民税・県民税特別徴収税額の決定書により、申立人は、申立期間②の一部の期間において、引き下げられる以前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成11年2月2日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、申立人について10年5月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

2 一方、申立期間①については、申立人が保管する金融機関の通帳により、申立人が当該期間のうち平成3年11月から4年6月までの期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る額の給与を支給されていたことは確認できるが、当該額からは、申立人がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額を上回る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実までは確認できない。

また、当該事業所の事業主に照会したところ、「申立期間①当時の資料は保管されておらず、何も分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない上、申立人が経理担当者であったと供述する者は、生存及び所在が確認できないため、当時の事務処理についての供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった平成元年3月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる17人及び申立人と同日である同年4月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる一人の計18人について、同被保険者資格の取得時における標準報酬月額を確認したところ、18人のうち14人が申立人と同額の20万円であり、残りの4人についても20万円を超える標準報酬月額が記録された者はいない。

加えて、前述の被保険者18人のうち申立人と年齢が近い者で、生存及び所在が確認できた4人（申立人が名前を挙げた者3人を含む。）に照会したところ、回答が得られた一人は、「私はB職に従事していた。当時の給与明

細書を所持していないが、入社時から平成4年頃までに支給されていた給与額は20万円程度だった。」と供述しており、同人からは、申立期間①当時、20万円を超える報酬月額を支給され、それに見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間②のうち平成11年10月から12年2月までの期間については、当該事業所の事業主に照会したところ、「申立期間②当時の資料は保管されておらず、何も分からない。」と回答しており、申立人の当該期間における給与支給額及び厚生年金保険料の控除額について確認することはできない上、申立人が経理担当者であったと供述する者は、生存及び所在が確認できないため、当時の事務処理についての供述を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成11年10月1日付けの定時決定により30万円と記録されており、この記録について訂正等が行われた形跡は無い。

加えて、当該期間について、事業主により振り込まれた給与額が分かる金融機関の通帳及び申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和39年7月19日、同資格喪失日を41年6月1日とし、申立期間に係る標準記録報酬月額については、39年7月から40年9月までは2万円、同年10月から41年5月までは2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月19日から41年6月1日まで

A社B営業所（厚生年金保険は、同社本社で一括適用）に昭和39年7月19日に臨時社員のC職として採用され、その後41年3月に正社員となり同年5月31日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

給与明細書等の資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社B営業所にC職として勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立期間においてA社B営業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚10人（上司3人を含む。）及び当該同僚が同社同営業所で一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚9人の合計19人は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録によると、i) 19人全員が同社において厚生年金保険の加入記録が確認できること、ii) 前述の19人に係る厚生年金保険の加入状況を月別に整理し、申立期間における被保険者数を確認したところ、同保険の被保険者数が最も少ない月で13人、最も多い月で18人となっており、これらの被保険者数は、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚二人が記憶している申立期間における同

社同営業所の従業員数（15人から20人程度）とほぼ一致していることから、申立期間当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

さらに、当該19人のうち、申立期間にA社において初めて厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚（同社の前身であるD社から引き続きA社に勤務している者12人を除く。）は7人であり、このうち4人が同資格取得時に臨時社員のC職であったことが確認できることから、所在及び雇用保険の被保険者記録を確認することができない1人を除く3人が、雇用保険の加入記録と厚生年金保険の加入記録とが一致しており、当該3人のうち1人は、「当時、失業保険料と厚生年金保険料は給与から控除されていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同年代の同職種の同僚の記録から、昭和39年7月から40年9月までは2万円、同年10月から41年5月までは2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散している上、当時の事業主二人も死亡又は所在不明であることから、厚生年金保険料を納付したか否かについては確認することができないが、当該事業所に係る申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が無いことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後の被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和39年7月から41年5月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3961

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和43年4月及び同年5月は4万5,000円、44年4月、同年5月及び同年10月は5万6,000円、51年4月は20万円、53年9月は18万円、54年4月は22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月1日から59年2月26日まで
申立期間は、A社に勤務していた期間であるが、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が給与明細書の給与総額に比べ低くなっている。
適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書（写し）により確認できる厚生保険料控除額及び報酬月額から、申立期間のうち、昭和43年4月及び同年5月は4万5,000円、44年4月、同年5月及び同年10月は5万6,000円、51年4月は20万円、53年9月は18万円、54年4月は22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、

不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、給与明細書がある期間（昭和39年10月、40年4月及び同年5月、41年3月から同年5月までの期間、同年7月、42年3月から同年5月までの期間、同年7月、同年10月及び同年11月、43年6月、同年8月から同年10月までの期間、44年11月、45年3月から同年6月までの期間、同年8月、同年10月、46年1月、同年3月、同年9月から同年12月までの期間、47年7月及び同年8月、同年11月及び同年12月、48年3月から同年6月までの期間、同年8月、同年11月から49年6月までの期間、同年9月、50年3月、同年9月、51年3月、同年9月、52年3月、同年9月、同年11月、54年1月、同年3月、同年6月、同年9月、55年3月、同年9月及び同年10月、56年3月、同年9月、57年3月、同年9月、58年3月、及び同年9月）については、健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録で確認できる標準報酬月額が、当該期間に係る給与明細書において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致又は高いことが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、給与明細書が無い期間（昭和39年7月から同年9月までの期間、同年11月から40年3月までの期間、同年6月から41年2月までの期間、同年6月、同年8月から42年2月までの期間、同年6月、同年8月及び同年9月、同年12月から43年3月までの期間、同年7月、同年11月から44年3月までの期間、同年6月から同年9月までの期間、同年12月から45年2月までの期間、同年7月、同年9月、同年11月及び同年12月、46年2月、同年4月から同年8月までの期間、47年1月から同年6月までの期間、同年9月及び同年10月、48年1月及び同年2月、同年7月、同年9月及び同年10月、49年7月及び同年8月、同年10月から50年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から51年2月までの期間、同年5月から同年8月までの期間、同年10月から52年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月、同年12月から53年8月までの期間、同年10月から同年12月までの期間、54年2月、同年5月、同年7月及び同年8月、同年10月から55年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年11月から56年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から57年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、同年10月から58年2月までの期間、同年4月から同年8月までの期間、及び同年

10月から59年1月までの期間)については、事業主に照会したところ、申立てを確認できる関連資料を保有しておらず、申立人も給与明細書を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できないこと、申立人の被保険者原票における標準報酬月額の記録を確認したものの、記載内容の不備及び標準報酬月額の遡及訂正等が行われた形跡が無く、不自然さは見当たらない上、オンライン記録とも一致していること、及びこのほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 1 日から 38 年 6 月 29 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和38年6月29日の前後3年以内に資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある12人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録のある者は4人（申立人を含む。）であることから、事業主が申立人の脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より後のA社における被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている。しかしながら、2回の厚生年金保険の被保険者期間のうち、支給決定日の直近の被保険者期間を申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち平成8年8月及び同年9月は59万円、同年10月から9年9月までは56万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち平成9年10月31日から同年11月1日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月1日から9年11月1日まで

A社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、保管している当時の給与支給明細書で確認できる報酬月額を下回っているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、平成9年10月31日にA社を退社したが、厚生年金保険被保険者資格喪失日が翌日の同年11月1日となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報

酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年8月から9年5月までの期間の申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、8年8月及び同年9月は59万円、同年10月から9年5月までは56万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち平成9年6月から同年9月までの給与支給明細書を所持しておらず、報酬月額及び厚生年金保険料控除額については確認できないが、オンライン記録により、当該事業所における標準報酬月額がほぼ全ての期間において24万円と記録されている同僚から提出された給与支給明細書によると、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は30万円であり、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

さらに、オンライン記録により生存及び所在が確認できた同僚6人に照会したところ、回答が得られた4人（前述の同僚を含む。）のうち3人は、「標準報酬月額は、支給されていた給与額より低い。」と述べている。

以上のことから判断すると、当該期間においても、申立人が保管する給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額と同額の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額については、上記で認定した期間に係る給与支給明細書に記載された厚生年金保険料控除額から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間のうち平成8年8月から9年9月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録によると、A社は12年5月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に照会したものの協力を得られないことから、当該保険料を納付したか否かについて確認できないが、給与支給明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が当該期間において全て一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち平成9年10月31日から同年11月1日までについて、雇用保険の被保険者記録により、申立人がA社に同年10月31日まで勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成9年10月31日となっており、雇用保険の離職日と一致していることが確認できるところ、当該事業所に勤務していた複

数の同僚の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は雇用保険の離職日の翌日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時に経理担当であった者は、「厚生年金保険料は当月控除であった。」と供述しているところ、当該期間において厚生年金保険の被保険者であった者が提出した平成9年10月の給与支給明細書によると厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから判断すると、9年10月31日まで当該事業所に勤務していた申立人の給与から、厚生年金保険料が控除されなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち平成9年10月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の平成9年9月の標準報酬月額の記録が56万円に認定されることから判断すると、同額の56万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主及び当該事業所の清算人に照会したものの回答を得られないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を平成9年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間のうち、平成8年7月については、上述のとおり事業主等からの回答は得られないものの、当該事業所は当時、厚生年金保険料を当月控除していたものと認められるところ、申立人が所持する同年同月分の給与支給明細書には厚生年金保険料控除額の記載が無いことから、当該期間の厚生年金保険料が控除されていなかったものと認められる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和27年6月10日から28年8月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業施設建設所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を27年6月10日に、同資格喪失日に係る記録を28年8月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年5月上旬から29年1月1日まで
② 昭和29年1月1日から同年2月1日まで

申立期間①は、C社（昭和26年5月1日のD事業再編成により、E地区については、A社が承継）のB事業施設建設所に常用雇用者として勤務し、F業務及びG業務に従事していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、申立期間②について、昭和29年1月1日にA社H支店に正社員として採用されたが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年2月1日となっている。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の従事業務に関する具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、後述のとおり、申立人は、申立期間のうち昭和27年6月10日から28年8月20日までの期間において、A社B事業施設建設所に勤務していたと認められる。

また、申立人が当時の同僚として名前を挙げた者4人は既に死亡していることから、供述を得られないものの、A社B事業施設建設所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、同名簿に「常」の記載がある者で、生存及び所在が確認できた13人に照会したところ、回答を得られた9人全員が、「B事業施設建設所に常用雇用者として勤務しており、厚生年金保険に加入していた。」と供述しているとともに、このうち申立人と一緒に勤務したと供述する二人のうち一人は、「私は昭和27年6月頃から常用雇用者として勤務した。申立人も常用雇用者として一緒に勤務していた。」と供述しており、他の一人は、「申立人は、私と同様に常用雇用者として勤務していた。常用雇用者は厚生年金保険に加入しており、厚生年金保険料が給与から控除されていた。」と供述している。

さらに、被保険者名簿において、「甲」の記載がある者で、生存及び所在が確認できた8人に照会し、回答を得られた6人の中にC社E支店及びA社B事業施設建設所において経理を担当していたとする者が確認できたところ、同人は、「B事業施設の建設に当たっては、最初に現場事務所を立ち上げ、現地の者を雇用してF業務等を行ったが、当時の現場事務所は厚生年金保険の適用事業所に該当しておらず、臨時に雇用した者はC社E支店等における厚生年金保険にも加入させていなかった。しかし、その後、設置された建設所は厚生年金保険の適用事業所となり、正社員及び常用として雇用した者を厚生年金保険に加入させた。申立人が常用雇用者となった時期は分からないが、昭和27年6月にB第二事業施設建設所と同第一事業施設建設所が統合されてB事業施設建設所が設置された時には、正社員と常用雇用者だけであり、ほかに臨時に雇用した者はいなかった。」と供述している。

加えて、A社から提出されたB事業施設に係る建設工事記録によると、昭和27年6月10日に設置された同事業施設建設所の常用雇用者として記録されている人数と被保険者名簿において「常」の記載がある者との人数がほぼ一致していることが確認できることから、同事業施設建設所では、ほぼ全ての常用雇用者を厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

その上、上記の回答が得られた被保険者名簿に「甲」の記載がある7人のうち1人は、「常用雇用者は、現場事務所単位で雇用して厚生年金保険に加入させていたので、B事業施設の建設工事が完了し、事業開始の認可を受けた昭和28年8月頃には解雇し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた。」と供述しているところ、被保険者名簿により、「常」の記載がある者の被保険者資格の喪失日は、中途退職者を除く全員が同年8月20日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和27年6月10日から28年8

月 20 日まで A 社 B 事業施設建設所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の A 社 B 事業施設建設所に係る昭和 27 年 6 月の社会保険事務所（当時）の記録から判断すると、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、当該期間に行われるべき事業主による厚生年金保険被保険者資格の取得届、その後の被保険者資格の喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が申立人に係る届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 27 年 6 月から 28 年 7 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和 22 年 5 月上旬から 27 年 6 月 10 日までの期間及び 28 年 8 月 20 日から 29 年 1 月 1 日までの期間については、A 社では、「関係資料が無く、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、昭和 26 年 6 月に A 社 B 事業施設建設所として統合設置される前の同社 B 第二事業施設建設所及び同社 B 第一事業施設に係る各被保険者名簿により、上記の回答が得られた「常」の記載がある者 9 人及び「甲」の記載がある者 6 人の合計 15 人のうち、B 第二事業施設建設所又は B 第一事業施設において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 9 人確認できるが、いずれの者からも申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得られず、申立人も給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、A 社では、「当社が保管する職歴情報により、申立人の昭和 29 年 3 月 20 日以降の職歴は確認できるが、これ以前の職歴については関係資料が無く、不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が申立期間②当時の同僚として名前を挙げた者 3 人のうち、

唯一生存及び所在が確認できた者は、「申立人が正社員としてA社H支店に勤務していたことは覚えているが、申立人の採用時期までは分からない。」と供述している。

さらに、A社H支店に係る被保険者名簿により、申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた8人に照会し、このうち4人から回答が得られたところ、申立人の記憶がないとする1人を除く3人は、「申立人が正社員としてH支店に勤務していたことは記憶にあるが、正社員になった時期及び厚生年金保険の加入状況については分からない。」と供述しており、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得られず、申立人も給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票により、申立人の被保険者資格取得日は昭和29年2月1日と記録され、同年3月8日に手帳記号番号が払い出されていることが確認できるとともに、当該資格取得日は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社H支店に係る被保険者名簿における被保険者資格取得日と一致している上、A健康保険組合から提出された健康保険被保険者台帳において確認できる申立人の同被保険者資格の取得日とも一致している。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和51年5月10日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年5月6日から同年10月31日まで
② 昭和51年5月10日から同年8月1日まで

申立期間①及び②は、A社に正社員のB職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人は、A社に昭和51年5月10日から継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社の同僚として名前を挙げた者4人のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、唯一回答が得られた者は、「私は、当時、同社に勤務しており、申立人と同様、B職をしていた。厚生年金保険は、入社時に健康保険及び雇用保険と同時に加入した。」と供述しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）の同人の厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は一致していることが確認できる。

さらに、A社に係る被保険者原票により、申立期間②に同社における被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた

10人に照会したところ、回答が得られた7人のうち6人は、「A社にB職として勤務していた。厚生年金保険は、健康保険及び雇用保険と同時に加入した。」と供述しており、同社に係る被保険者原票及び雇用保険の被保険者記録により、当該6人全員が厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日が一致していることが確認できるとともに、他の一人は、「私は、会社の経理及び社会保険関係事務の担当者であった。社員採用後、試用期間があった者はいたが、厚生年金保険に加入させる場合は、健康保険及び雇用保険と同時に加入させており、雇用保険のみに加入させる取扱いを行っていた社員はいなかった。」と供述していることから、同社では、厚生年金保険に加入させる場合には、雇用保険と同時に加入させる取扱いを行っていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和51年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの、回答を得ることができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、平成14年12月3日に解散していることが確認できるとともに、当時の事業主からは回答が得られず、生存及び所在が確認できた当時の役員二人は、「申立人の記憶がなく、関係資料も無いことから、当時の状況は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた上記の同僚は、「私と申立人は、A社入社前に他の事業所で一緒に勤務していたことがあり、私が同社に入社後、申立人を同社に誘った。私の入社が昭和50年5月であることから、申立人が入社したのは、それから数か月又は約1年経過した後と記憶しており、申立期間①当時は、まだ入社していなかったと思う。」と当時の状況について具体的に供述しているところ、同人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、同年5

月1日であることが確認できる。

さらに、A社に係る被保険者原票により、申立期間①に同社における被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた6人（申立人が名前を挙げた者を除く。）に照会したところ、回答が得られた4人のうち2人は、いずれも「A社にB職として勤務し、昭和50年11月に退職したが、申立人は同社にいなかった。退社後に申立人が入社した旨の話をB職仲間から聞いたことがある。」と供述しており、他の二人からは、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除の状況について確認できる供述を得られず、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていた具体的な記憶がない。

加えて、A社に係る被保険者原票によると、申立期間①において申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の申立期間①における加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和42年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月1日から同年11月1日まで
昭和42年1月1日にA社B事業所に入社したが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。
入社当初は臨時職員であったが、同年6月1日に正社員として採用された時の辞令を保管しているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人の保有するA社が発行した辞令及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同職種の同僚は、「私は、入社当初は臨時職員であったが、昭和42年8月1日から正社員として採用され、その時の辞令を保管している。」と回答しているところ、オンライン記録によると、当該同僚は、正社員として採用されたとする日と同日で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間当時、厚生年金保険被保険者資格が確認できる同僚14人に照会し、10人から回答を得られたところ、そのうち5人は「臨時職員は厚生年金保険に加入できず、正社員になってから同保険に加入した。」と回答している上、当該

5人のうち4人は、自身が記憶している正社員に採用された日と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和42年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散している上、オンライン記録から確認できる後継会社であるC社は、「A社B事業所を引き継いでいない。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成7年3月から8年9月までは30万円、同年10月から15年3月までは28万円、同年4月から17年8月までは36万円、同年9月から19年8月までは34万円、同年9月から20年6月までは32万円、同年7月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月1日から20年11月21日まで
申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録における標準報酬月額が給与明細書における給与支給額よりも低額となっている。
申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち平成7年3月から20年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び税務署が保管する給与所得の源泉徴収票により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、7年3月から8年9月までは30万円、同年10月から15年3月までは28万円、同年4月から17年8月までは36万円、同年9月から19年8月まで

は34万円、同年9月から20年6月までは32万円、同年7月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業主から協力が得られないことから、確認することはできないが、前述の資料により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記資料により認められる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成20年8月から同年10月までの期間については、前述の資料により認められる報酬月額に相当する標準報酬月額及び当該期間において事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録における標準報酬月額より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年11月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月から9年3月まで

私は平成7年から国民年金に加入したが、その頃は無職で保険料の納付が困難だったので、父親が一部を納付してくれていたと思う。

平成9年4月に就職したので、納付できなかった分の国民年金保険料を全額納付したと記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が20歳到達時に職権により払い出されたものと推認できるが、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度納付した記憶があるということ以外は国民年金の加入及び保険料納付に係る記憶が定かでない上、申立人の申立期間の保険料を納付してくれていたとする申立人の父親も、申立人の保険料を納付した記憶がないと述べていることから、申立期間における保険料の納付状況は不明である。

また、A市における申立人の平成7年度及び8年度の国民年金被保険者名簿の月別納付記録により申立期間の国民年金保険料が未納であることが確認できる上、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年6月まで

私は、結婚当時から町内のA会に所属しており、そこで国民年金についての説明を何回も受け、その必要性を感じたので国民年金制度ができた時に自ら手続を行い国民年金に加入した。

また、私は、申立期間当時からA会で国民年金保険料の集金人をしており、当然、自分の保険料も初回から納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度ができた昭和36年に国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者加入状況調査等により、申立期間後の39年7月頃に払い出されたものと推認でき、申立人が加入手続を行ったのはこの頃であると考えられることから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料はB町（現在は、C町）のA会の集金により毎月納付し、後から遅れて納付したことはないとしているところ、申立人が居住していた同町D町及びE町のA会が国民年金保険料の集金を開始したのは、それぞれ昭和40年5月及び37年4月であり、このことは、申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることは

できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から61年3月まで

私は、勤務先が倒産し厚生年金保険の被保険者でなくなったため、国民年金に再加入し、昭和59年2月から保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年1月に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているところ、申立人に係る昭和58年度から60年度までのA市の被保険者名簿により、申立人は、53年9月から申立期間当時も引き続き任意加入被保険者として管理され、保険料は未納であったことが確認できることから、59年1月に会社を退職後、国民年金の再加入手続を行ったとする申立人の主張は不自然である。

また、オンライン記録により、申立人の昭和57年4月から同年12月までの国民年金保険料は現年度納付されたことが確認でき、当該期間の一部が厚生年金保険加入期間と重複していたため、任意加入被保険者であった申立人の被保険者資格を厚生年金保険被保険者資格取得時の57年2月まで遡って喪失処理し、申立人は国民年金に未加入となったことから、納付された当該保険料を61年10月21日に還付処理していることが確認できるが、申立期間の保険料が納付されていれば同様に還付対象となるところ、還付対象となった形跡が無いことから、当該保険料は納付されていなかったものと推認される。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を月額4,500円ぐらいと述べているところ、これは申立人が昭和56年当時納付していた国民年金保険料相当額であり、申立期間の保険料額と一致しない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から12年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から12年3月まで

私は、大学生であった申立期間について、A市役所で国民年金保険料の免除申請を行った。

国民年金保険料の未納期間とされている申立期間について、申請免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「大学生であった当時、申請免除期間である平成9年10月から10年3月までについて、A市役所で国民年金保険料の免除申請を行い、続く申立期間についても、毎年同市役所で国民年金保険料の免除申請を行ったと思う。」と述べているが、申立期間に係る免除申請を行った時期及び保険料免除承認通知書の受領の有無については、「いずれも不明である。」としており、保険料免除申請の状況は明確でなく、申立期間に係る同市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録においても、申請免除の記録が無く保険料の免除承認通知書が作成された形跡も無い。

また、申立人は、「申立期間当時、世帯の中で収入があったのはB職である父親のみであった。当時の父親の収入金額は分からないが、父親への照会を希望しない。」と述べていることから、当時大学生であった申立人に係る申立期間の国民年金保険料に係る申請免除を審査する資料となる申立人の父親の平成9年及び10年分の所得状況及び具体的な生活状況を確認することはできない。

さらに、申立期間直前の平成9年度及び申立期間のうち10年度については、オンライン記録により、申立人の姉は国民年金保険料の申請免除期間であることが確認できるところ、申立人は、「姉は、大学卒業直後の当該期間において、

アルバイトをしていたが、経済的理由により国民年金保険料の免除申請を行い承認されている。私も申立期間の保険料の免除申請を行い承認されたはずである。」と述べているが、申立人及び両親とは別世帯であった申立人の姉は、i) 戸籍の附票により、当該期間において、C市及び平成9年10月に転居したD市に在住していたことが確認できること、ii) オンライン記録により、C市に在住した9年4月から同年9月までの期間について同年5月30日に保険料の免除申請を行い、また、D市へ転居後の同年10月から10年3月までの期間について9年11月10日に保険料の免除申請を行い、さらに、申立期間のうち平成10年度について10年5月27日に、保険料の免除申請を行っていることが確認でき、大学生であった申立人とは異なり、申立人の姉のみの所得状況により当該期間の保険料が免除されたものと推認できる上、申立人は、「当該期間について、姉が国民年金保険料の申請免除期間であることを知らなかった。当時の保険料免除申請の状況等について、姉への照会を希望しない。」と述べていることから、申立人の姉の国民年金保険料に係る免除申請の具体的な状況を確認することはできない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請手続を行ったことを示す関連資料が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年10月から39年1月まで

私は、私が結婚をする時に、父親から、父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた話を聞いた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずとしているが、当該期間は申立人が20歳になる前の期間であり、制度上、国民年金の被保険者資格を取得することができず、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人が当時居住していたA市の昭和36年度から58年度までの国民年金被保険者名簿には、国民年金保険料の収納年月日が記載されているところ、同名簿により、i) 申立人が20歳になった昭和39年*月以降の国民年金加入期間については国民年金保険料の収納年月日が記載されているものの、申立期間についてはその記載が無く、国民年金の未加入期間であることを示す斜線が引かれていること、ii) 申立人の国民年金被保険者資格取得年月日が39年2月3日と記載されていることから、申立期間において申立人は国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料が納付されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和39年*月頃に払い出されたものと推認され、申立人が20歳になり、国民年金の加入対象者となったことを契機に払い出されたものと考えられる上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月から48年3月まで

私は、申立期間において、父親が経営するA店を手伝っていたが、その当時の私の国民健康保険や国民年金等については全て父親に任せており、国民年金保険料も父親が納付してくれていたはずである。

また、私の両親も国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであり、A店に国民年金保険料の集金人が来ていたことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずと述べているが、申立人の父親は既に死亡している上、申立人自身はこれらに直接関与していないことから当時の状況を確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、昭和48年3月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間のうち、42年5月から45年12月までの国民年金保険料は時効により納付できないほか、46年1月から48年3月までの保険料は過年度納付が可能であるが、上述のとおりその状況を確認することができず、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間中、申立人と同居していたとされる申立人の妹について、同様の調査により国民年金手帳記号番号が申立期間後の昭和52年7月頃に払い出されたものと推認でき、オンライン記録により、同年4月分から国民年金保険料を納付していること、及び申立期間において厚生年金保険の加入期間以外は国民年金に未加入であることが確認できる。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月から 51 年 7 月まで

申立期間はA社B事業所C分室に臨時職員として勤務したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 50 年 12 月 1 日から 51 年 5 月 25 日までの期間、A社B事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所及び当該事業所を管轄するA社に照会したところ、「当時の関係資料及び職員名簿は保存されておらず、申立人が申立期間に勤務していたことが分からない。また、臨時職員に係る社会保険の適用状況についても分からない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人が当該事業所において一緒に勤務していたとして名前を挙げた正職員については、姓のみしか記憶していないことから、個人を特定することができないため、同人からは、申立人の申立ての事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、申立人の母親の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間を含む昭和 50 年 9 月 7 日から 51 年 8 月 31 日までの期間において母親の健康保険被扶養者であったことが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間において申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したも

のとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 7 月から 49 年 7 月 1 日まで
② 昭和 50 年 7 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで

昭和 47 年 7 月から 53 年 2 月末まで、A 社が経営する B 店に C 職として入社し、途中から D 職として継続して勤務したが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人は、A 社が経営する B 店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の現在の事業主（申立期間①及び②当時の当該事業所の E 職）は、「申立人は、当社が経営する B 店に勤務していた大部分の期間は D 職として勤務していたと記憶している。しかし、当時の資料が保存されていないため、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等については分からない。」と供述している。

また、申立人が名前を挙げた同僚 10 人（前述の事業主を除く。）のうち、申立人が自身の前任の D 職であったとする者は、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できたものの、既に死亡しているため、同人からは、申立人の申立ての事実を確認できる供述を得ることができない。

さらに、当該事業所の当時の事務担当者は、「申立期間①当時は、従業員

の出入りが激しく、社会保険の加入については、入社と同時に加入させず様子を見ていた期間があった上、本人の希望で加入しなかったこともあった。なお、アルバイトについては、社会保険を適用していなかった。」と供述しているところ、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間①当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者5人(申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。)に照会し、4人から回答が得られたところ、そのうち自身の入社日を記憶していた3人は、自身が記憶する入社日の6か月後から2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

これらのことを踏まえると、当該事業所では、申立期間①当時、従業員について入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、前述の自身の入社日を記憶していた同僚3人は、「入社から厚生年金保険に加入するまでの期間については、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

その上、申立期間①について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

2 申立期間②について、申立人は、当該事業所が経営するB店のD職として勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所の事業主からは、上記1のとおり、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等を確認できる供述及び関係資料を得ることができない。

また、事業主及び当時の事務担当者は、「当社が、社会保険の被保険者である者について、本人に無断で社会保険の被保険者資格を喪失させる手続を行うことはあり得ない。」と供述している。

さらに、当該事業所の被保険者名簿により、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた18人(申立人が名前を挙げた同僚3人を含む。)に照会したところ、回答が得られた10人のうち6人は、「申立期間①及び②当時は、A社が経営するB店のD職は、複数でなく一人であった。」と供述しており、当該6人のうち1人は、「私は、申立期間②の始期である昭和50年7月からD職として勤務していた。申立人について記憶はない。」としている上、別の同僚一人は、「私は、申立人がB店を辞めた後の昭和50年7月末日で他の同僚二人と一緒に退職した。」と供述している。

加えて、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

3 当該事業所が加入するF健康保険組合に申立人の加入記録を照会したところ、申立人に係る被保険者記録の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 8 月 1 日から 48 年 1 月 21 日まで
日本年金機構から脱退手当金に係るはがきを受け取ったところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとされている。
しかし、脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている者のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日である昭和 48 年 1 月の前後 5 年以内に資格喪失した者 5 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、4 人に脱退手当金の支給記録があり、4 人全員が 3 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求が行われた可能性もうかがえる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 48 年 3 月 2 日に支給決定がなされているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 10 月 1 日から 30 年 4 月 1 日まで

A社B支店における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の6か月の標準報酬月額が、その直前の月の1万6,000円から2,000円下がって1万4,000円となっていることに納得できない。実際の給与が下がった記憶がなく、最低でも1万6,000円であったと思うので年金記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B支店にC職として勤務していた申立期間の6か月において、その直前の期間と同額以上の給与の支給を受けており、申立期間に厚生年金保険の標準報酬月額が下がっているのは間違いであると主張している。

しかし、A社B支店は、オンライン記録によると、平成10年3月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、同社本社に照会したものの、「当時の資料については、保管されていないため不明である。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述や資料を得ることはできない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できた20人のうち8人は、申立人と同様に申立期間の前月以前に標準報酬月額が下がっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人及びオンライン記録により、生存及び所在が確認できた者3人の合計6人に照会したところ、回答が得られた3人は、いずれも「自身の厚生年金保険標準報酬月額の

記録が、事実と相違していたかどうかについては分からない。」と供述している上、このうち二人は、「勤務している間に、給与が下がることがあったかどうかについても分からない。」と供述している。

加えて、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記事内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3972 (事案 3315 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 6 月 16 日から同年 7 月 1 日まで

申立期間は、A社に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいと申し立てたが、第三者委員会から認められないと通知された。

今回、厚生年金保険料控除の確認できる関連資料を提出するので、再度調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社は、「当社では、厚生年金保険料の控除について、翌月に支給する給与から前月分の保険料を控除している。」と回答しているところ、申立人が保管する平成 17 年 4 月分から 18 年 6 月分までの給与明細書により、17 年 9 月の厚生年金保険料率の改定に基づく厚生年金保険料が同年 10 月分の給与から控除されていることが確認でき、同社では、各月の厚生年金保険料を翌月の給与から控除していることが確認できることから、申立人が 18 年 6 月分の給与から控除された厚生年金保険料については、同年 5 月分の厚生年金保険料であると認められること、ii) 申立人は、「平成 18 年 6 月 15 日にA社を退職した。」と供述しているところ、雇用保険被保険者記録及びB市から提出された平成 19 年度分(平成 18 年所得分)の給与支払報告書(個人別明細書)により、申立人が平成 18 年 6 月 15 日にA社を退職していることが確認でき、この記録はオンライン記録と符合していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく 23 年 2 月 14 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、昭和 38 年 3 月の入社した月から平成

18年6月の退職した月までの期間に係る全520か月分の給与明細書を所持している旨の申し出があったことから、当該給与明細書を確認したところ、給与明細書には厚生年金保険料控除額の記載はあるものの、全520か月分のうち17か月分の給与明細書が保管されていない上、そのほかに申立人の主張を裏付ける資料等はなく、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人自らが、当該事業所を平成18年6月15日に退職したと述べていることから、申立期間は厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年2月8日から同年4月1日まで
② 昭和28年6月1日から29年1月1日まで
③ 昭和29年4月2日から同年5月1日まで

昭和26年12月から31年1月までA社に中途退職することなく継続して勤務していたが、年金記録を確認したところ、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについて、オンライン記録によると、A社は、平成18年1月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業・法人登記簿謄本により、17年12月31日に解散していることが確認できるとともに、申立期間当時の事業主は生存及び所在が確認できず、同社のB職でもあった清算人は、「申立人は会社に在籍していたと思うが、関係書類を会社解散後に処分したことから、当時の状況は不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間①、②及び③における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人の妻が、A社における同僚として名前を挙げた者二人に照会したところ、両人は、「申立人との面識は、申立人がA社を退職した後に独立開業して同社と取引するようになってからのことであり、申立人が同社に勤務し

ていた時のことは分からない。」と供述しており、いずれの者からも申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除をうかがわせる供述を得られなかったとともに、オンライン記録により、当該二人が同社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、申立人が昭和31年1月1日に同資格を喪失した後の34年3月又は44年4月であることが確認できる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①、②及び③に被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、唯一生存及び所在が確認できた者に照会し、回答が得られたものの、同人からは、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる供述を得ることができない。

加えて、申立人は、申立期間①、②及び③を含む昭和26年12月から31年1月までの期間において、A社に中途退職することなく継続して勤務していたと主張しているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、29年4月2日にC社D事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

なお、C社D事業所に係る被保険者名簿により、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険の加入記録を確認したものの、申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3974

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月1日から同年8月1日まで
② 昭和32年3月1日から同年10月1日まで

申立期間①について、A県B市にあるC社B支店に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間②について、D社に昭和30年9月5日から34年12月31日まで勤務し、途中で退職したことはないが、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、C社に入社した経緯、事業主の名前及び同社で起きた出来事等を具体的に記憶していることから、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間①中に同社B支店で勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和29年1月13日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているほか、当時の事業主も既に死亡している上、申立人が名前を挙げた役員の生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①当時、厚生年金保険被保険者資格を有している同僚は、いずれも生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人が名前を挙げた複数の同僚は、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、当該事業所におけ

る同被保険者記録が確認できない上、当該事業所に係る被保険者名簿によると、申立期間①において申立人の名前は無く、一方、整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、複数の同僚の供述及び申立人のD社における業務内容に関する具体的な供述により、申立人は、申立期間②において同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、昭和53年11月25日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主及び経理事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間②について、「当該期間については、私の業務内容が変更になり、昭和32年3月頃に前任者から当該業務を引き継ぎ、同年9月頃に元の業務に戻った時期である。当該業務に従事している期間は、勤務場所も会社からE所に変更になった。前任者の勤務場所も、退職する前に、会社からE所に変更になっていた。」と供述しているところ、被保険者名簿によると、当該前任者は、自身が退職したとする時期よりも約4か月前に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できることから、当該事業所では、当該業務を担当する者に係る厚生年金保険の加入について、ほかの従業員と異なる取扱いがなされていたと考えられる。

さらに、申立期間②当時の同僚は、「当該事業所は理由もなく厚生年金保険の被保険者資格を喪失するようなことはしないが、申立人が、通常業務以外の仕事をしていたのであれば、その間は厚生年金保険に加入させていなかった可能性がある。」と回答している。

加えて、ほかの同僚からは、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 3 日から同年 5 月 1 日まで
昭和 44 年 4 月 3 日から A 社 B 事業所に臨時雇用員として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録では、同年 5 月 1 日に被保険者資格を取得したこととなっている。
厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する履歴カード（写し）及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間において A 社 B 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 社は、昭和 60 年 3 月 20 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、上記履歴カードを保管する C 社は、「申立期間当時の厚生年金保険に関する資料が無く、申立人の厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況についても不明である。当時、臨時雇用員の厚生年金保険の適用については、事業所ごとに判断していた。」と回答している。

また、申立人は、D 学校の同級生であり、申立人と同時期に A 社 B 事業所の臨時雇用員に採用されたとする同僚一人の名前を挙げているものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、同人は、申立人と同日の昭和 44 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚から、申立期間における厚生年金保険の適用状況及び保険料控除の状況について確認できない。

さらに、申立人は、上記同僚のほか、申立期間当時の同僚 7 人の名前を挙げ

ており、このうち生存及び所在が確認できた3人に照会し、二人から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述を得ることはできなかった。

加えて、被保険者原票において、申立人と同日の昭和44年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚(申立人が名前を挙げた同僚一人を除く。)のうち、申立人と同年代であり、生存及び所在が確認できた3人は、いずれもA社B事業所に採用された旨の供述をしているものの、この3人は、それぞれが記憶している採用時期から2か月後から4か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時、事業主は、従業員の採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる上、上記同僚3人のうち1人は、「昭和44年3月15日に臨時雇用員として採用されたが、同年5月1日までは厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険料も控除されていなかった。」と供述しており、他の二人からは、採用当初の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 1 日から 41 年 7 月 26 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 5 月 1 日まで

申立期間①は、A社の代表取締役社長として勤務しており、給与月額は25万円であった。

申立期間②は、B社においてC業務に従事し、給与月額は15万円であった。

しかし、厚生年金保険の加入記録によると、両申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低額となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のA社における標準報酬月額の記録は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録によると、5万2,000円となっているところ、申立人は、「申立期間①当時の給与月額は25万円であった。」と主張している。

しかしながら、申立人は、「A社は*から受け継いだ会社であり、同社の代表取締役に就任していたが、申立期間①当時の賃金台帳等の関係資料が残っていない。」と供述していることから、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認できない。

また、申立人は、申立期間①当時の事務担当者二人の名前を挙げているものの、両人は、「当時の状況については覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間①における給与支給額及び厚生年金保険料控除額について

確認できる供述を得ることができなかった。

さらに、A社に係る被保険者原票によると、同社において申立人より高い標準報酬月額の子被保険者はいないことが確認できるとともに、申立人及び他の被保険者に係る標準報酬月額の推移を確認したものの、申立人の標準報酬月額が低額に記録されている状況は認められない。

加えて、A社に係る被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点は認められない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、商業・法人登記簿謄本により、申立人が申立期間①において、A社の代表取締役役に就任していたことが確認できるとともに、申立人及び申立人が名前を挙げた事務担当者二人は、申立人が同社の経営責任者であった旨の供述をしている。

これらのことから、仮に、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる場合であっても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間①については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

2 申立期間②について、申立人のB社における標準報酬月額の記録は、同社に係る被保険者原票及びオンライン記録によると、5万2,000円となっているところ、申立人は、「申立期間②当時の給与月額は15万円であった。」と主張している。

しかしながら、B社は、昭和48年6月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているとともに、商業・法人登記簿謄本により、同年5月17日にD社と合併したことにより解散していることが確認できる上、同社は、「申立期間②当時の関係書類を保管しておらず、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料控除額については不明である。」と回答している。

また、申立人は、「当時の社長から、給与月額を15万円とする旨の説明を受けた。」として事業主の名前を挙げているが、当該事業主は既に死亡している上、商業・法人登記簿謄本により、申立期間②においてB社の代表取締役役に就任していることが確認できる他の一人に照会したものの、同人は、「申立期間②当時の資料が無く、厚生年金保険に関する記憶もないことから、当時の状況は不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間②当時の事務担当者及び同職種の同僚4人の名前を挙げているところ、当該事務担当者は、「申立人の給与額は、他の同

僚と同程度の額であった。」と供述しているとともに、申立人及び当該同職種の同僚4人の標準報酬月額の推移を確認したものの、申立人の標準報酬月額だけが低額に記録されている状況は認められない上、同職種の同僚4人のうち、生存及び所在が確認できた3人に照会し、全員から回答が得られたものの、申立人の申立期間②における給与支給額及び厚生年金保険料控除額が確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、上記の回答が得られた同僚の一人から、申立期間②当時の上記とは別の事務担当者の方が挙げられているところ、同人は、「当時、申立人が名前を挙げた事務担当者の部下として勤務し、給与計算及び社会保険事務を担当していた。申立人と同じくC業務に従事する者については、基本給のほかに歩合給が支給されていたが、歩合給については、標準報酬月額の算定の基礎に含めていなかったと思う。」と供述している。

その上、B社に係る被保険者原票において、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されるなどの不自然な点は認められない。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。